

## 尼崎市市制 110 周年記念プロジェクト歴史パネル等制作業務委託に係る 公募型プロポーザル方式募集要項

### 1 趣旨及び目的

尼崎市（以下「本市」という。）では、令和8（2026）年に市制 110 周年を迎えるに当たり、110 年間のまちのあゆみを振り返り、まちの魅力を伝える歴史パネルを制作し、市内主要駅や商業施設、生涯学習プラザ等に設置することで、まちへの愛着を醸成することを目的とする業務を実施する。併せて、市制 110 周年の各種取組を記録することで未来のまちづくりにつなげることを目的に、製作した歴史パネルのデザインを活用して尼崎市市制 110 周年記念プロジェクト実施報告書を作成する業務も実施する。については、本業務の受託者を選定するにあたり公募型プロポーザル方式による募集を行う。

応募する事業者は、本業務の趣旨及び目的ならびに業務内容等を充分に踏まえたうえで企画提案すること。

### 2 業務概要

#### （1）業務名

尼崎市市制 110 周年記念プロジェクト歴史パネル等制作業務

#### （2）業務期間

契約締結日から令和 9（2027）年 3 月 31 日（水）まで

#### （3）業務内容

別添1「尼崎市市制 110 周年記念プロジェクト歴史パネル等制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容のとおり

#### （4）提案上限額

6,145,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

#### （5）契約保証金

契約金額の 5/100 以上（但し、契約金額が 300 万円未満は不要）

但し、免除については尼崎市契約規則第 32 条に基づくものとする。

### 3 応募者資格

企画提案に応募することができる者は、次の要件を全て満たしていること。

（1）仕様書に定める業務について、適切に遂行できる能力と実施体制を有しており、本市との協議事項に対して柔軟に対応できること。

（2）尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入参加有資格者名簿に登載されていること。なお、次の書類を整え、申込書類と合わせて提出できる場合はこの限りでない。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。

イ 法人税、消費税、地方消費税、事業所を有する自治体の市税等を納稅していることを証明できる書類（非課税の場合は、これに代わる書類）。

ウ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。

（3）次の事項のいずれの場合にも該当していないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する場合。

イ 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱（平成 30 年 7 月 10 日市長決定）に基づく入札参加停止の措置を受けている場合。

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている場合。
- エ 自己又は自社の役員等が、次に掲げる団体のいずれかに該当する、もしくは次に掲げる団体の者がその経営に実質的に関与している場合。
  - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体。
  - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
  - (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体。
- (エ) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体。
- (オ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）。
- (カ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体。

#### 4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

#### 5 スケジュール

項目	日程
募集要項の公表	令和8年1月26日（月）から
質問の受付	令和8年2月3日（火）午後5時まで
質問の回答	令和8年2月10日（火）までに回答 ※ 随時本市ホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面）上に掲載する。
企画提案書等の応募書類提出期限	令和8年2月13日（金）午後5時まで ※ 持参または郵送（必着）によること。 ※ 持参の場合は、必ず前日までに電話にて事前予約すること。 また、郵送の場合は到着確認を行うこと。
1次審査（書類審査）	令和8年2月16日（月）予定
1次選定結果決定・通知	令和8年2月17日（火）予定
プレゼンテーション審査	令和8年3月4日（水）予定
選定結果通知	令和8年3月上旬までに、すべての応募事業者へ選定結果を通知する。

## 6 応募方法及び応募書類

### (1) 応募方法

令和8年2月13日（金）午後5時までに、企画提案書等応募書類を尼崎市役所総合政策局政策部都市政策課市制110周年記念担当（本庁舎北館4階）へ持参または郵送すること（郵送の場合も期限必着とする）。

持参の場合は電話にて必ず前日までに事前予約することとし、郵送の場合は到着確認を行うこと。

なお、提出書類の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

### (2) 応募書類

ア 企画提案申込書（様式1号）

イ 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、別添2「評価項目」を踏まえた上で、本業務を実施するにあたっての方針やアピールポイントを明記すること。

ウ 会社概要（任意様式）

貴社（本社・支社）の経歴、事業概要について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用すること也可）。

エ 業務の実施体制（様式2号）

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務実績等及び業務の分担内容について記載すること（1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可）。

オ 過去の業務実績（様式3号）

管理技術者及び主たる担当技術者が、当委託業務内容に関連する業務について、過去5年間（令和2年度～令和6年度までの間）に履行した実績（業務名、発注者名、履行期間、業務内容）を記載すること（1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可）。

カ 見積書（任意様式）

（ア）「2 業務の概要」に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

（イ）見積金額は消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税額を記載すること。

（ウ）当委託業務に係る事業費の積算内訳を記載すること。

（3）上記ア～カの順にそれぞれインデックスをつけたうえ1つに綴じ、10部（正本1部、複本9部）を提出すること。

（4）企画提案申込書等提出後、応募事業者の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」（様式4号）を提出すること。

## 7 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

質問票（様式5号）に質問事項を記入の上、件名は「プロポーザル質問〇〇〇（法人名）」と入力し、本要項「11 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に提出すること（来庁、電話等による質問は受け付けない。）。

### (2) 質問の受付期限

令和8年2月3日（火）午後5時まで

### (3) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面）上にて随時公表する。

※ 令和8年2月10日（火）までに回答

（4）留意事項

選定基準に関する質問は受け付けない。

**8 企画提案書等応募書類の取り扱い等について**

- （1）提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。
- （2）提出された企画提案書等応募書類は、提出期日を過ぎてからの訂正や差し替えを一切認めない。
- （3）選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- （4）この募集に伴い、プロポーザル応募に要した費用については、全て事業者の負担とする。

**9 選定方法及び審査基準**

（1）選定方法

公募型企画提案（プロポーザル）方式とする。

ア 1次選定（書類審査）

応募者数が5者を超えた場合は、総合政策局政策部都市政策課において1次選定を実施し、企画提案書の内容を書類審査し、上位5者を選定する。また、応募者が5者に満たない場合でも、提出書類に不備等があった場合及び見積金額が提案上限額を超えた場合には失格とする。なお、1次選定の評価点数は最終的な事業者決定に影響を与えないものとする。

（ア）実施予定日

令和8年2月16日（月）（予定）

（イ）結果通知

応募者全員に選定結果を電子メールで通知する。なお、1次選定が実施されなかった場合は、その旨を通知する。

イ 2次選定（プレゼンテーション）

1次選定入選者によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する「尼崎市市制110周年記念プロジェクト歴史パネル等業務実施事業者選定会議」において、企画提案書の内容と併せて総合的に評価し契約候補者を選定する。

また、応募者が1者の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

なお、企画提案書を提出した応募者がプレゼンテーションに参加しない場合は、選定の対象外とする。

（ア）実施予定日

令和8年3月4日（水）（予定）

時間、開催場所等の詳細は、1次選定結果の通知とともに電子メールで通知する。

（イ）実施時間

1者につき30分程度を予定しており、応募者からの20分間の企画提案内容の説明の後、10分程度の質疑応答を行う。

（ウ）プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づく説明を行うこと。ただし、

企画提案書の内容を要約した当日資料については配布を可とするが、必ず10部を提出すること。

また、プレゼンテーションの実施にあたって、パワーポイント等を利用する場合は、必ず企画提案書提出時に申し出ること。パソコンについては応募者の持ち込みとし、モニター（接続ケーブルはHDMI端子）は、市が準備する。

なお、プレゼンテーション審査を欠席した場合は、事業実施の意思がないものとみなし、契約候補者として選定しないものとする。

#### (工) 説明者

原則として、提案書の実施体制に記載されている主担当者が説明を行うこと。また会場への入室は3人以内とする

#### (オ) その他

プレゼンテーションにおける質疑応答に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

#### (2) 評価基準

審査は、別添2「評価項目」に基づいて行う。なお、市内事業者であれば10%、準市内事業者であれば5%の加点を行う。市内事業者とは、尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者のことであり、準市内事業者とは、尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者のことである。

#### (3) 選定結果

ア 後日、電子メールにて通知する。

イ 選定の経過については、公表しない。また、選定結果の異議申し立てについては、受け付けない。

### 10 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ただし、業務成果の品質確保のため、別に定める最低基準を満たしていると認められなかった応募者は契約候補者の対象外とする。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに「3 応募資格」を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時までに「4 応募者の失格」の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかつたとき

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出することとする。

### 11 連絡先及び提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所本庁舎北館4階

総合政策局政策部都市政策課 市制110周年記念担当（担当：安田、吉川）

電話：06-6489-6138

ファクス：06-6489-6793

メール：ama-110th@city.amagasaki.hyogo.jp

（以 上）